

苫小牧市男女平等参画推進条例（案）

平成18年9月25日

苫小牧市市民部女性政策課

目 次

1 名称	1
2 まえがき	1
3 目的	2
4 定義	2
5 基本理念	3
(1) 男女の人権の尊重	3
(2) 社会における制度又は慣行についての配慮	3
(3) 政策等の立案及び決定への平等参画	3
(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立	4
(5) 性と生殖に関する健康と権利	4
(6) 国際的強調	4
6 責務	4
(1) 市の責務	4
(2) 市民の責務	5
(3) 事業者の責務	5
(4) 性別による権利侵害の禁止	5
(5) 情報を公表する際の留意	6
7 男女平等参画を推進するための基本的施策	6
(1) 基本計画	6
(2) 実施状況等の公表	6
(3) 施策の策定に当たっての配慮	6
(4) 市民及び事業者の理解を深めるための措置	7
(5) 教育及び学習の振興	7
(6) 調査研究	7
(7) 審議会等における男女平等参画の推進	7
(8) 市民及び事業者に対する支援	7
(9) 推進体制の整備	8
(10) 財政上の措置	8
(11) 苦情等の申出	8
8 男女平等参画審議会	8・9

1 名称 「苫小牧市男女平等参画推進条例」

男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会」は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会という定義をしています。男女共同参画社会は男女平等を前提として共に参画する社会ですが、前提であるべき男女平等が実現に至っていない状態です。

条例の名称は、男女平等を強調し、男女が平等にともに参画できる社会を実現するために、「苫小牧市男女平等参画推進条例」としました。

2 まえがき

誰もが個人として尊重され、性別に関わりなく個性と能力を十分に生かすことのできる社会の実現は市民の共通の願いです。

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、わが国における男女平等の実現に向けた取組は、国際社会と連動しながら着実に進められてきました。

苫小牧市においても、これまで、女性の自立や地位向上を図るための市民活動が活発に行われ、市としてもさまざまな施策を進めてきました。しかし、男女の人権の尊重に関する認識がいまだに十分ではなく、性別による固定的な役割分担や、社会の慣習上での男女の不平等な対応は依然として根強く残っています。また、少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、私たちを取り巻く社会環境も大きく変化しています。

私たちのまち苫小牧市が、さらに活力あふれる未来へとつながるためには、職場や家庭、地域、学校などのあらゆる分野において男女が対等な関係で力を出し合い、それぞれが責任を果たし、その成果を分かち合うことのできる男女平等参画社会の実現が必要です。

ここに、男女の人権が尊重され、男女が平等に暮らすことのできる社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

条例を制定する趣旨を明らかにするためにまえがきをおいています。

これまでの男女平等参画推進に関する取組や現状を認識し、男女平等参画社会の意義を踏まえ、市全体で取り組む姿勢を表しています。

3 目的

この条例は、男女平等参画の推進に関して基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女の人権が尊重され、男女が共に平等な社会を形成するための施策を総合的・計画的に推進し、男女平等参画社会を実現することを目的とする。

市では、平成13年6月「とまこまい男女共同参画プラン21」を策定し、男女平等参画社会の実現に向けて施策を推進してきました。しかし、現状では依然として男女間の不平等や性別による固定的役割分担意識に基づく制度や慣行が存在しています。

市は、市民、事業者と連携をして、一体となって男女平等参画社会の実現に向け取り組むことを目的として条例を制定しました。

4 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 すべての人が性別にかかわらず社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画することができ、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を受け、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して、そのための機会を積極的に提供することをいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）から受ける身体的、精神的な暴力的行為をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、その個人に不快な思いをさせること、又は職場環境その他の生活環境を悪くし不利益を与えることをいう。

男女平等参画とは、男女が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野で対等に活動を行い、責任を担うことをいいます。「参画」とは、参加するだけでなく、方針決定、企画・立案の過程などから積極的に参加することをいいます。

積極的改善措置とは、男女の参画する機会に格差がある場合、いずれか一方に対して積極的に採用・登用等の措置を行うことにより、男女間の均衡を図る暫定的な措置のことをいいます。「男女平等参画を推進するための基本的施策」の審議会等における男女平等参画の推進、「男女平等参画審議会」の審議会における委員の男女の数に関する事項がこの積極的改善措置に当たります。

ドメスティック・バイオレンスは、男女を問わず、配偶者や事実上婚姻関係と同様の者から受ける身体的・精神的な暴力的行為をいいます。性別に起因する暴力として人権を侵害する行為です。

セクシュアル・ハラスメントは、現行の男女雇用機会均等法では職場での女性労働者に対する言動についてを規定していますが、平成19年4月1日からは男女双方の規定に改正されます。条例では男女や分野を定めず、幅広い意味の定義をしています。

5 基本理念

(1) 男女の人権の尊重

男女平等参画の推進は、次のことを旨として行わなければならない。

- (1) 男女が性別による差別的な取り扱いを受けないこと、男女が性別にかかわらず個人として能力を発揮することのできる機会が確保されること等、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別に起因するあらゆる暴力的行為を受けないこと、性同一性障害をもつ人も差別されないこと等、個人としての尊厳が重んぜられること。

基本理念の第一として、憲法で保障されている人権の尊重を挙げています。男だから女だからという性別を理由とする差別的な取り扱いを受けないこと、男女が個人として重んぜられることが男女平等参画社会づくりの基本です。また、性別に起因する暴力的行為は、人権を侵害するものであることや、からだところの性の不一致を抱える人に対する偏見がないこと等、人権の尊重の事項として挙げています。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度や慣行が性別による固定的な役割分担等に反映され、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることから、男女がどのような活動を選択した場合でも、制度や慣行ができるだけ中立なものとなるよう配慮されなければならない。

男女が個性と能力を十分に発揮することができるためには、社会のあらゆる分野で、自由な選択ができ参画ができる機会が確保されることが必要です。「男は仕事」「女は家庭」、「男は主要な仕事」「女は補助的な仕事」といった固定的な役割分担意識が、制度や慣行に影響を及ぼし、自由な活動の選択の妨げになることがないように配慮されなければなりません。

(3) 政策等の立案及び決定への平等参画

男女平等参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市の政策や事業者等の方針の立案及び決定に参画する機会が確保されることを旨として行わなければならない。

市の施策や企業、地域活動などにおける方針の立案及び決定過程に、女性が排除されることなく参画することは、男女平等参画社会の形成に不可欠であることから、市も基本理念として明確にする必要があります。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が互いに協力し合い社会の支援も受けながら、子の養育や家族の介護、その他の家族としての役割を共に果たし、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の活動との両立ができるようにすることを旨として行わなければならない。

今日の少子高齢化の急速な進展の社会状況のなか、男女がともに社会に参画するためには、子育てや介護などの役割を、家族を構成する男女が互いに協力し担うことが重要です。

男女がともに協力しあい、家庭生活と仕事や他のあらゆる分野の活動を両立することが、働きやすく、暮らしやすい、活力のある社会の形成に重要と考えます。

(5) 性と生殖に関する健康と権利

男女平等参画の推進は、男女が互いの性に理解を深め、性に関する個人の意志が尊重され、女性の性と生殖に関する健康と権利が生涯にわたり尊重されることを旨として行わなければならない。

男女が互いの身体の特性を理解することが重要です。特に女性は妊娠、出産等に備えた母性保護の必要性とともに、自らの意思によらない妊娠を防ぐこと等、男女がお互いの理解と協力の下、生涯にわたり健康な生活を送ることが大切です。

(6) 国際的協調

男女平等参画の推進は、国際社会の取組と密接な関係であることから、国際的協調の下に行わなければならない。

男女平等参画の推進は、国際社会の取組と連動して行われてきました。市においても国や北海道とともに、国際社会の動向等を把握し、取り組んでいくことが大切です。

6 責務

(1) 市の責務

市は、基本理念にしたがって、男女平等参画を推進するための総合的な施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、公表すると共に施策を実施しなければならない。

2 市は、男女平等参画の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図らなければならない。

市は、平成13年6月にとまこまい男女共同参画プラン21を策定し、男女平等参画社会の実現に向けて施策を進めてきました。今後も総合的に施策を策定し、実施していくことを市の責務として明記しました。また、男女平等参画社会の実現には、市と市民と事業者が一体となって取り組むことが不可欠です。

(2) 市民の責務

市民は、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野において、基本理念の理解を深め、男女平等参画の推進に努めると共に、市が実施する男女平等参画を推進するための施策に協力しなければならない。

男女平等参画社会を実現していくためには、市民一人ひとりが男女平等参画の推進についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の活動を進める中で実践していかなければなりません。また、市が取り組む施策に対して、理解と協力が重要と考えます。

(3) 事業者の責務

事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念の理解を深め、男女平等参画の推進に積極的に取り組むと共に、市が実施する男女平等参画を推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、働く男女が仕事と家庭生活等を両立させることができるように職場環境を整備するよう努めなければならない。

男女平等参画社会を実現していくためには、事業主は雇用の場における男女平等参画の推進に積極的に取り組むことが重要です。また、働く男女が仕事と家庭生活等を両立させることができるよう、育児・介護休業等の休業制度やその他の環境整備に努めなければならないことを明記しました。

(4) 性別による権利侵害の禁止

だれであっても、社会のあらゆる分野において、直接的にも間接的にも性別による差別的取り扱いを行ってはならない。

2 だれであっても、社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスなどの性別に起因する暴力的行為を行ってはならない。

3 だれであっても、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

基本理念で人権の尊重として性別に起因する暴力行為を受けないことを挙げていますが、ここでは、禁止事項として明示しました。

性別による差別的取り扱いや性別に起因する暴力の根絶は、男女平等参画社会実現のための重要な課題です。特に本市は、ドメスティック・バイオレンスは増加の傾向にあり、セクシュアル・ハラスメントについても、雇用の場に限り発生しています。

これらの性別による権利侵害を行ってはならないという認識をすべての人がもたなければなりません。

(5) 情報を公表する際の留意

だれであっても、公衆に情報を表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担、性別による差別、性別に起因する暴力的行為及びセクシュアル・ハラスメントを助長し、又は連想させる表現その他過度な性的表現を行わないように努めなければならない。

市の機関はもとより、すべての人が公衆に対して、口頭を含めポスターや広告、放送等の手段で情報を公開する際には、性別によってイメージを固定化した表現をしたり、差別や暴力を助長又は連想させる表現をしないよう留意することが必要です。

表現の自由は憲法で保障された権利ですが、男女の人権を尊重した表現を行う配慮が必要です。

7 男女平等参画を推進するための基本的施策

(1) 基本計画

市長は、男女平等参画を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民および事業者の意見を反映させることができるように必要な措置を講じなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、苫小牧市男女平等参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、基本計画の変更に準用する。

市では、平成13年6月に「とまこまい男女共同参画プラン21」を策定し男女平等参画に係る計画を進めています。計画期間は平成13年度から平成19年度までの7年間を目処としており、条例制定後はこの計画を継続し基本計画をつくります。基本計画の策定にあたっては、市民をはじめ男女平等参画審議会等の意見を聴きながら進めます。

(2) 実施状況等の公表

市長は、毎年、男女平等参画の推進に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

市は基本計画に基づき男女平等参画を推進していきますが、市民の皆さんに施策の実施状況や推進状況について公表することにより、さらに男女平等参画に対する意識や関心を高め、基本計画の実効性を高めていきます。

(3) 施策の策定等に当たっての配慮

市は、男女平等参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮しなければならない。

市が行うさまざまな施策について男女平等参画に及ぼす影響を考慮し、男女平等の視点

をもって策定・実施するよう配慮義務を規定しています。

(4) 市民及び事業者の理解を深めるための措置

市は、男女平等参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、社会のあらゆる分野において、情報の提供、広報、啓発活動その他適切な措置を講じなければならない。

市は男女平等参画の推進に関して、市民及び事業者に理解を深めてもらうため、図書や資料の整備や貸し出し、情報誌の発行、学習会の開催などの情報提供、広報・啓発活動などを行っていきます。

(5) 教育及び学習の振興

市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女平等参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講じるものとする。

市は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女平等の教育の充実を図ります。学校だけでなく子どもが育つ環境として家庭や周囲の大人の意識も重要であるため社会教育その他の分野における教育及び学習の振興として範囲を拡大しています。

(6) 調査研究

市は、男女平等参画の推進に関する施策について必要な調査研究を行うものとする。

男女平等参画に関し、現状や市民等の意識等を把握し施策の推進に反映していくことが重要です。このことから市では、アンケート等の調査・研究を行い、必要に応じて結果を公表します。

(7) 審議会等における男女平等参画の推進

市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行う場合には、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡に配慮するように努めなければならない。

男女平等参画社会の形成において、現にある男女間の格差を改善するために、積極的改善措置を講ずることが必要です。市が設置している各種審議会等の委員の委嘱等においては、この措置を講ずることにより、男女の均衡が図られた委員から意見を聞くことができ、施策に反映することができると考えます。

(8) 市民及び事業者に対する支援

市は、市民及び事業者が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

男女平等参画の推進活動を行う市民、女性団体、ボランティア団体、事業者などに対し、市は男女平等参画に関する情報の提供など支援をします。

(9) 推進体制の整備

市は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

市は、男女平等参画に関して全庁で施策を推進していますが、全庁各課に横断する男女平等参画推進事業を統括する主管は、女性政策課が担当しています。

この条例では、市の附属機関として「男女平等参画審議会」の設置を定めています。また、庁内組織として設置している苫小牧市まちづくり推進会議「男女共同参画推進部会」を継続し、施策の実効性を高めていきます。

(10) 財政上の措置

市は、男女平等参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

市は、男女平等参画を推進する施策を実施するための財政措置をできるかぎり行います。

(11) 苦情等の申出

市民及び事業者は、市が行う男女平等参画の推進に関する施策に対する苦情があるとき、又は男女平等参画を阻害すると認められるものに関する相談があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受ける相談窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、苫小牧市男女平等参画審議会の意見を聴くことができるものとする。

市は、女性政策課が窓口となり、市民等からの市の施策に対する苦情や男女平等参画を阻害すると認められるものについての相談を受け、適切に対処するよう努めます。

必要であると認められるときは、男女平等参画審議会の意見を求め対処します。

8 男女平等参画審議会

(設置)

男女平等参画を推進するため、市長の附属機関として、苫小牧市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問により、又は必要に応じて調査審議し、市長に意見を述べることできる。

(1) 基本計画に関すること。

(2) 男女平等参画の推進に関する施策の実施状況に関すること。

(3) その他男女平等参画の推進に関する事。

(組織)

審議会は、12人以内の委員をもって組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は10分の4未満であってはならない。

2 その委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公募に応じた者

(3) その他市長が認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

市の附属機関として、基本計画の策定や計画の実施に関する事、男女平等参画の推進に関する重要な事項を調査審議するために、男女平等参画審議会を設置する。審議会委員の選任にあたっては、男女の均衡を図るとともに、公募を取り入れます。審議会は、諮問に応じた審議だけでなく、必要な場合は市長に意見を述べるすることができます。